

環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象となる主な面積要件 (工業団地造成事業、工場用地造成事業等)



■環境影響評価法に基づく環境影響評価必須となる面積要件（下限）※1：100ha

※1 「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）第2条第5項に規定する工業団地造成事業」及び「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第2条第4項に規定する工業団地造成事業」が対象です。

■環境影響評価条例に基づく環境影響評価必須となる主な面積要件（下限）※2,3：

北海道	100ha	滋賀県	20ha	札幌市	50ha
青森県	50ha（工業専用地域100ha）	京都府	75ha	仙台市	20ha
岩手県	100ha	大阪府	50ha	さいたま市	10ha
宮城県	75ha（工業専用地域100ha）	兵庫県	100ha	千葉市	50ha
秋田県	75ha	奈良県	50ha	横浜市	10ha
山形県	75ha	和歌山県	75ha	川崎市	
福島県	75ha	鳥取県	75ha	相模原市	10ha
茨城県	75ha	島根県	50ha	新潟市	50ha
栃木県	50ha	岡山県	50ha	静岡市	50ha（特定区域を除く都市計画区域内）
群馬県	50ha	広島県	50ha	浜松市	50ha
埼玉県	20ha	山口県	100ha	名古屋市	3ha
千葉県	50ha	徳島県	70ha	京都市	10ha
東京都	全て	香川県	20ha	大阪市	10ha
神奈川県	10ha	愛媛県	50ha	堺市	50ha
新潟県	50ha	高知県		吹田市	0.9ha
富山県	75ha	福岡県	50ha	神戸市	10ha
石川県	50ha（工業専用地域100ha）	佐賀県	35ha	尼崎市	10ha
福井県	50ha	長崎県	30ha	岡山市	50ha（自然公園等指定地域を除く市街化区域）
山梨県	30ha	熊本県	50ha	広島市	10ha
長野県	50ha	大分県	75ha	北九州市	50ha
岐阜県	40ha	宮崎県	50ha	福岡市	
静岡県	50ha	鹿児島県	40ha	熊本市	25ha
愛知県	75ha	沖縄県	20ha		
三重県	20ha				

※2 環境省において、各地方公共団体ウェブページの情報から、工業団地造成事業、工場用地造成事業等の面積要件を調べて記載しています。

なお、空欄は、工業団地造成事業等に係る面積要件が規定されていないことを意味しています。

※3 上記以外で、一部手続きを省略する、調査は文献調査を基本とする等の簡易的な環境影響評価手続や、特定の区域に対して別の面積を要件としている地方公共団体も存在します。

また、一定以上の燃料使用量等を要件としている地方公共団体も存在します。

詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。